

修正概要（基本計画（案）に対するご意見・ご質問）

ページ	項目	項 目・指摘事項	修 正
P22	第3章 3.(3)	①適切な配置・動線、バリアフリー、セキュリティ、議会設備等の確保 ⇒議員席についての記載と傍聴席についての記載のうち、同様の内容であれば整理してはどうか。 ⇒「議場内の床はバリアフリーに配慮した～」は、傍聴席を含むのか？	○「円滑な議会運営が可能な～」 「傍聴席は車いす利用者～」の2項目をまとめて記載。 ⇒「議場や傍聴席は車いす利用者等誰でも利用しやすい席配置を計画することで、円滑な議会運営が可能となるようにします。」に修正。 ○傍聴席についてもバリアフリーに配慮した形状で計画することを明記。 ⇒「議場や傍聴席の床はバリアフリーに配慮した段差がない形状を検討します。」に修正。
P26	第4章 1.(1)	③敷地内の高低差について ⇒図面に記載の一点鎖線の表示について ⇒図面枠内右上の地形図の整理について	○一点鎖線について、表示ずれのため修正。 ○地形図について、不要のため削除。
P27	第4章 1.(2)	①建築基準法による基本条件の整理 ⇒高度地区・景観地区の整理	○敷地範囲（事業予定地）に該当するもののみ記載する方向で修正 ⇒高度地区について、「第1種高度地区（15m）」対象外のため削除。 ⇒景観地区について、「古墳近傍地区」対象外のため削除。 ⇒上記に伴い、「②③④」各図面に記載の対象範囲を示す点線について整理。

ページ	項目	項 目・指摘事項	修 正
P30	第4章 1.(2)	⑦確認申請（計画通知）に係る主な関連法令等の整理 ⇒都市計画法：「2mを超える切土、1mを超える盛土～」は宅地造成等規制法の規定ではないか？ ⇒文化財保護法：「周知の埋蔵文化財包蔵地ではない」の記載は適切なのか。	○都市計画法について、同法上の規定ではない項目を削除。 ⇒「2mを超える切土、1mを超える盛土～」を削除 ○文化財保護法について、敷地（事業予定地）一部に「周知の埋蔵文化財包蔵地であり且つ遺構の保護を積極的に図る範囲」が含まれる（法面部分）ため、記載を修正。 ⇒「本敷地は、一部に「周知の埋蔵文化財包蔵地であり且つ遺構の保護を積極的に図る範囲」を含む。」に修正。 ⇒「埋蔵文化財包蔵地以外の場所で～」の項目は、埋蔵文化財包蔵地における手続内容に修正。
P39	第4章 2.(8)	○新庁舎の配置についての図 ⇒公用車駐車場（既存）について、南側出入口からの動線はなくなるのか？	○継続利用を想定しているため、出入口も存置。 ⇒人・車の動線を南側出入口部分に追加。
P54	第5章 2.(2)	コラム【緊急防災・減災事業債の適用について】	⇒「地方税措置」を「地方交付税措置」に修正
		敷地南側広場について	○災害時にも活用できる広場としての整備を計画している。名称については、地方債等が活用できるかを確認後決定。 ※現時点での名称は「市民広場」もしくは「市民広場（防災拠点広場）」